

建物所有者の皆様へ

PCB含有ポリサルファイド系 シーリング材の取扱いについて

PCB 含有シーリング材を使用している建物の解体，または
PCB 含有シーリング材使用部分の改修（補修）によって撤去
されたシーリング材はポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物とし
て取り扱う必要があります。解体時または改修（補修）時に撤
去したシーリング材は法に準拠した処理を行って下さい。

2003年10月 制定

2015年12月 改訂

2017年 7月 改訂

2020年 3月 改訂

日本シーリング材工業会

《日本シーリング材工業会》

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-5 翔和須田町ビル 9 階

Tel. 03-3255-2841 Fax. 03-3255-2183

E-mail : info@sealant.gr.jp

URL : <http://www.sealant.gr.jp>

朝日新聞2003年4月19日付夕刊に、有害化学物質として1972年（昭和47年）に製造中止となったポリ塩化ビフェニル（以下PCBと言う）が、1972年以前に施工されたポリサルファイド系シーリング材に含まれているとの記事が報道されました。当工業会では、当時のシーリング材の使用量や使われ方から見て、それらの建物が現状のまま使用されても、現在ならびに今後とも環境や人体に対する影響はないと考えていますが、廃棄等の取扱いについては、法規制の適用を受けることになります。

このリーフレットは、建物所有者の皆様にはPCB含有ポリサルファイド系シーリング材の確認と対処のしかたについてお知らせするものです。

1. PCB含有ポリサルファイド系シーリング材と建物所有者の責務

建物所有者は、PCB含有ポリサルファイド系シーリング材を使用した建物を改修（補修）または解体する場合、PCB廃棄物特別措置法によって、毎年度、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に保管量等を届け出ることが義務付けられているほか、廃棄物処理法に従ってPCB廃棄物を適正に処理する必要があります。

PCB廃棄物の規制に関する法律（抜粋）

(1)「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号、最終改正平成28年5月2日法律第34号）」

事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

☞改修（補修）・解体工事のため撤去されたPCB含有ポリサルファイド系シーリング材も同じ扱いとなります。

(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号、最終改正平成28年2月19日政令第45号）」

ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

☞PCBを含む廃棄物については、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物に規定され保管基準等が定められています。また、高濃度PCB廃棄物に分類されるPCB含有ポリサルファイド系シーリング材については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理が行われますが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成28年7月29日改正）により、定められた期限までに処理を完了しなければなりません。

2. PCB問題の経緯

PCBは、1881年（明治14年）にドイツで開発され、その電気特性／化学的安定性／難燃性などの特徴により電気関係を中心に用途が拡がり、国内では1954年（昭和29年）に国産化され、種々の産業に多用されました。

しかし、1968年（昭和43年）に発生した「カネミ油症事件」によりその毒性が社会問題化し、1972年（昭和47年）に通産省（当時）がPCBの使用自粛を通達、さらに1973年（昭和48年）の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定により、1974年（昭和49年）以降はPCBの製造・輸入などが原則禁止となりました。

3. 建築用シーリング材とPCB

建築用シーリング材には、シリコン系、変成シリコン系、ポリウレタン系など種々のものがありますが、PCBを含有しているシーリング材は1972年（昭和47年）までに製造されたポリサルファイド系シーリング材に限定されます。

建築用ポリサルファイド系シーリング材は、1940年代に米国で開発され1958年（昭和33年）に米国から輸入を開始、さらに1963年（昭和38年）から国産化されました。当時の建築用ポリサルファイド系シーリング材には、一般的に可塑剤（柔軟性を付与するために配合する材料）としてPCBが使用されていました。しかし、1972年1月のPCBの使用自粛通達に従い使用を中止したため、1973年以降に製造されたシーリング材にはPCBは含まれていません。したがって、1973年以降に着工された建物にはPCB含有シーリング材は使用されていません。

4. PCB含有シーリング材の判定と取扱い

建物所有者が、建物の改修（補修）または解体に際して、シーリング材にPCBが含まれているか否かを判定する場合は、次頁のフローに基づいて実施することをお勧めします。

専門分析機関での分析結果（第二次判定）において、0.5mg/kgを超えてPCBの含有が確認された場合、改修（補修）または解体に伴い撤去されたPCB含有シーリング材は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて、建物所有者が保管し、シーリング材1kg当たりのPCB含有量が100,000mg（10.0重量%）を超えるものは高濃度PCB廃棄物として保管の場所により令和3年3月31日^{（*1）}又は令和5年3月31日^{（*2）}までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で、また、10.0重量%以下のものは令和9年3月31日までに、認定又は許可を受けた無害化処理事業者に委託して適正に処分して下さい。

*1 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域

*2 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域

PCB含有シーリング材の判定・取扱いフロー

